

論文

ベアテ・シロタ憲法草案についての一考察(1)

— 憲法第24条の制定過程を中心に —

高橋 史朗 (麗澤大学大学院特任教授・
モラロジー研究所教授)

1 はじめに

日本国憲法第24条を起草したベアテ・シロタ・ゴードンの文書が出身大学である米ミルズ・カレッジ・オーリン図書館で公開・展示され、昨年4月から9月まで日本の国立女性教育会館でも「ベアテ・シロタ・ゴードン展—日本国憲法に男女平等の思いを込めて」が開催された。

オーリン図書館の同展示の真ん中には、憲法第9条と第24条を各国語に翻訳したカラフルなネッカチーフが飾られ、「平和条項」である憲法第9条について日本の国会で証言した議事録を引用しながら、「私たちは戦争への道につながる改憲は許しません」というタイトルの下に、「改憲にはNO! を—戦争への道は許さない」と書かれたシールが展示され、「このシールを目につくところに貼って意思を表明しましょう」と訴えていた。

さらに、ベアテの写真入りの「9条世界会議・関西」(2008年5月6日)の大きなポスターも展示され、「世界は9条をえらび始めた」「めっちゃええやん! 9条」と書かれていた。

また、護憲運動・男女平等推進のヒロインであり、「人権の母」的存在である市川房江とのツアー・タオルが正面に展示され、客観的な史料展示というよりも、ベアテとは全く関係のない憲法第9条や「改憲反対」が強調される政治的色合いの濃い展示で、違和感を覚えた。

これまでに米英加の多くの大学図書館を訪れて、様々な日本占領に関する個人文書を調査研究してきたが、このような政治的な展示は皆無であった。自由に写真を撮ることは許可されたが、コピーはできず、図書館スタッフの人員や史料の脆弱度合いに応じて、限定した枚数のスキャンはでき、スタッフの対応は良心的であった。

ベアテ・シロタ・ゴードン文書で最も注目されるのは、「憲法」関係文書とGHQ民間諜報局の極秘報告書並びに“Reverse Tokyo Rose”に関する文書である。「東京ローズ」は米兵の戦意を失わせるための謀略放送をした日本人女性のことであるが、その逆のアメリカ版「東京ローズ」⁽¹⁾役を担ったのが彼女であった。

同極秘文書は、民間諜報局がGHQの全雇用者について内部調査を行って報告書にまとめたもので、3877名中、199名がロシア出身又は帰化者で、“Leftist”として認定した11名の中にベアテが含まれていた。紙面の都合で、同報告書の詳細については、続稿で論じたい。

ベアテ・シロタ・ゴードン文書の概要⁽²⁾は以下の通りである。

- (1) Personal — ①Shirota Family ②American School Japan ③Mills College
④Programs ⑤Miscellaneous ⑥Travel ⑦After Death
- (2) Constitution
- (3) Asia Society
- (4) Other Professional Activities — ①Speaking Engagements
②Speeches and Lectures ③Columbia Oral History ④Reverse Tokyo Rose
⑤Miscellaneous ⑥ Monthly Planners
- (5) Subject Files
- (6) Awards & Honors
- (7) Correspondence — ①General ②Complimentary and thank you letters
③Fan Letters
- (8) Publications — ①The Only Woman in the Room
②International Encyclopedia of Dance ③Other Publications
- (9) Publicity
- (10) Photographs
- (11) Artifacts/Ephemera

2 ベアテ・シロタの略歴とラジオ番組“Reverse Tokyo Rose”

ベアテは1923年ウィーン生まれで、ユダヤ系ウクライナ人（ロシア統治時代）の父母を持ち、父であるレイブ・グリゴロヴィッチ・シロタは1929年に5歳半のベアテとともに来日したピアニストで、赤坂の檜町10番地の乃木坂近辺の、筆者が学生時代住んでいた場所から数十メートルの至近距離に居住。

ベアテは、日本での10年弱の生活で、ロシア語（両親の母語）、ドイツ語、フランス語、英語、ラテン語、日本語を習得し、1939年、アメリカン・スクールを卒業してミルズ・カレッジに入学。最優秀の成績で同大学を卒業後、米連邦通信委員会（FCC）の外国放送サービス部を経て、1943年5月、米戦時情報局（OWI）のサンフランシスコ事務所に勤務し、日本人に降伏を呼びかける対日プロパガンダ放送（“Reverse Tokyo Rose”）のラジオ番組の台本原稿作成を担当。

1945年3月にニューヨークのタイム誌のリサーチャーとなり、同年12月24日、GHQ民政局員として来日し、翌年、日本国憲法の草案作成に関わり、1947年5月、アメリカに帰国。1952年に訪米した市川房枝氏の全米ツアーに同行。1990年代に来日し、日本全国で講演活動を展開し、2000年に第147回国会参議院憲法調査会で、日本国憲法の制定過程について証言した。

日本語のメッセージの合間に音楽を挟んだ7分位のラジオ番組“Reverse Tokyo Rose”の英文テーマを列挙すると、以下の通りである。

<Sakura, Geisya, The Bath, Sake, Beautiful Goods, Outdoor Concerts, Poem, Boku no Tokyo, Ginza, Floating Music, Kimono, Collecting, Lily Pons, Box Lunches, The Imperial Theater (Teigeki), Tea Houses, We Entertain, Children, Vacation, Reading, Taxy, Taxy!, Fans, Sailors Love Music, Furoshiki, Excursions, Parasols, Kamakura, Hot Springs, The

Merry Window, Festival, Asakusa Odori, As Time Goes By, Angling, Permanent Wave, Books, Tico Tico, Tokonoma, Geta (Japanese Shoe), Gallic Fire, Liverty Will Return, Paris, Going My Way, Koussevitsky, Meadoulard, The San Francisco Symphony, Orchestra, Baseball, Moonviewing, Beer, Jishin, Clark Gable, Silversmiths, Lauritz Melchior, We Study, Cigarettes, Swing Street, Peter and the Wolf, Rhapsody in Blue, Hotels, Parks, Early American Dances, Gaité Parisienne, And Russia is Her Name, Milhaud, The Four Freedoms, The Sky is Up Above the Roof, Seeing Eye Dogs, Heifetz, Roméo and Juliet, Brazilian Folk Music, The Press, Nina Mahalkita, Bookshops, Bright Tokyo, Japanese Theater, Soap/The Bath Books and Records, A Comb with Missing Teeth Sightseeing, Mental Work, Sake, Tea and Atmosphere, World Series, Czechoslovakia, Art, Beautiful Kimonos, Classical music, Movie Beautiful Geisha, Here is our Victry Books and Magazines Trend of American Music, Actors in War, Marlene Dietrich, That's Him, Nice Fabrics, Platinum, La Donna Mobile, Zamboanga, Toscanini, Art Tresures, Lidice, Colds, Children's Hospital, Mexico, Peru, Germans and Art, Football, Igor, Marian Anderson 1・2, So Fortunate, Ballet Russe The Good Old Times, Bing, Paper Shotgun, Winged Victory, Begin the Beguine, Men's Clothes, Silver, Menuhin, William Walton, My Bonnie Boy, Miss Durbin, Mobile Canteens, Music, Literature, Rodeo, Cotton, Declaration of War, The Family Hour, Treasure Hour of Song, Your Hit Parade, Music for a Half Hour, For the Record, Hall of Fame, The Contented Hour, Here's to Romance, Summer Hour, Christmas Shopping, Christmas and Shirley, After Christmas, Jerome Kern 1・2, Voices of Spring, Franz Lehar, A Song to Remember, New Year in Japan, Auld Lange Syne, Gershwin, EL Sombrero de Tres Picos. Virgil, Tango Lullaby, Waltz of the Flowers, Oklahoma, Vilia

3 先行研究の論点

ベアテ・シロタ・ゴードンが日本国憲法の制定に如何に関与したかに関する先行研究の近年の主要参考文献としては、辻村みよ子『憲法と家族』（日本加除出版、2016）、同『憲法改正論の焦点』（法律文化社、2018）、同・古関彰一「ベアテ・シロタ・ゴードンさんを偲んで」『世界』842号（岩波書店、2013）、ナスリーン・アジミ・ミッシェル・ワッセルマン『ベアテ・シロタと日本国憲法』（岩波ブックレット、2014）、高尾栄司『日本国憲法の真実』（幻冬舎、2016）、西修『証言で綴る日本国憲法の成立経緯』（海流社、2019）などがある。

ベアテ自身関わっている参考文献としては、ベアテ『1945年のクリスマス』（柏書房、1995）、同・土井たか子『憲法に男女平等起草秘話』（岩波書店、1996）、VHSビデオ『私は男女平等を憲法に書いた—ベアテの新ニッポン日記』（1994、ドキュメンタリー工房製作、ドキュメンタリー新社）、ベアテ・村山アツ子・高見澤たか子『ベアテと語る「女性の幸福」と憲法』（晶文社、2006）、ベアテ「私はこうして女性の権利条項を起草した」『世界』6月号（岩波書店、1993）、「アメリカ版「東京ローズ」が明かす「マッカーサー憲法制定」の内幕」『週刊朝日』1991年8月16日号などがある。

(1) 西修のベアテ・インタビューの要点

1984年10月19日にベアテにインタビューした駒澤大学の西修名誉教授によれば、「憲法の第14条(法の下での平等)とか第24条は、ゴードンさんの発案にかかるものですね」という質問に対して、ベアテは「私自身は頭のなかで考えたことをいくつかの項目に分け、見出しを付けて、かなり細かく書いたように思いますが、それを運営委員会の方で一般化し、整理して原案ができあがったわけです」と答えている。

ベアテは土井たか子との共著『憲法に男女平等起草秘話』(岩波書店、1996)においても、「第14条に私の言葉が少し入っています」と証言し、前述した『世界』6月号でも、「私のいろいろな考えは、私が起草した中心的な権利に含められることになりました。最終的には、後に第14条と第24条として制定された条文の草案が残されました」と証言している。

また、女性の権利をめぐる日本側との攻防については、次のように述懐している。

「午前2時ごろだったでしょうか。私がかかわった女性の権利の部分が出てきました。日本側の反応は、この権利に対し消極的でした。私は、天皇の部分であんなに発言していたのにとあって驚きました。そのときケーディスさんがつぎのように言ったのを覚えています。

『シロタ嬢は、女性の権利について心を固めている。もっと早くこれを通そうじゃないか』。

…私がこのとき貢献できたことといえば、通訳を通じてほんの少し時間を早めたということでしょうか。」⁽³⁾

(2) 辻村みよ子の論点

辻村みよ子とは7年間、内閣府の男女共同参画会議議員として御一緒させていただいているが、専門は憲法学・比較憲法・ジェンダー法学で、全国憲法研究会代表、ジェンダー法学会理事長などを歴任し、現在、明治大学大学院教授、東北大学名誉教授で、昨年8月29日に日本で開催された「男女共同参画推進フォーラム」の特別講演・トークセッション「日本国憲法に女性の権利をー母ベアテ・シロタ・ゴードンの願いー」において、ベアテの娘でニューヨーク州立大学バルーク校特別修士課程学部長のニコール・A・ゴードン弁護士と、ベアテの果たした役割と歴史的意義、男女共同参画推進の今日的課題について語り合った、この分野で日本を代表する論客である。

辻村が「押しつけ憲法」論への反論として強調しているのは、第一に、「当時22歳の若い女性が憲法制定にかかわったことが日本の改憲勢力を勢い付けさせることになる」、という点をベアテが大変危惧して、これまで50年近く、家族にも話さなかった⁽⁴⁾という点である。50年というのは、平成12年5月2日の参議院憲法調査会での証言までの期間を意味しているものと思われる。

第二に、ベアテ草案には、妊婦、幼児を持つ母親に対する国の保護、婚外子に対する法的差別の禁止と婚外子の権利の保障、長男の権利の廃止、子供に対する医療の無償などの規定が含まれていたが、憲法第14条と第24条に関する規定以外の多くが、後述する運営委員会によって削除された理由は、「今日の『押しつけ憲法』論に照らして、忘れてはならない点だ」という⁽⁵⁾。

運営委員会のケーディス民政局次長には、「法を通して、他の国に新しい型の社会思想を押し付けることはできない」という考えから、社会立法などの詳細は日本政府に委ねるべきだという判断があったからであるという⁽⁶⁾。

第三に、ベアテが1919年のワイマール憲法や北欧諸国の法律などを参考にして、男女平等や家族の保護などを明記したのは、社会権を導入した現代憲法の体系を持ち、女性や子供の権利に注目した内容で、時代を先取りする画期的な「先見性」があり、この点が「ベアテ草案の持つ比較憲法的意義」であるという⁽⁷⁾。

第四に、極東委員会が、日本国民による自主的な再検討の機会を保障するために施行後2年以内の「見直し」を促した際にも、日本政府はこれを拒み、修正の意思なしと声明したことを忘れてはならないという⁽⁸⁾。

また、サンフランシスコ条約後の1956年の参議院議員選挙で憲法改正が選挙の争点になったが、国会の三分の二の賛成が得られず、国民は現憲法を選択した、という事実を踏まえれば、「押し付け憲法」だから憲法改正を早急に行うべきだという議論は「根拠が薄弱である」と強調している⁽⁹⁾。

(3) 高尾栄司の論点

一方、ノンフィクション作家の高尾栄司は、精力的なインタビュー取材と綿密な史料検証を行った。主張点の第一は、ベアテ草案は日本への偏見と「日本人」像への思い込みに基づく、わずか4日間で作成された、ワイマール憲法とソビエト憲法の「コピペ」に過ぎない。

第二に、「女性の権利」条項の「生みの親」は、憲法の人権条項の作成をハリー・ワイルズとともに分担したピーター・ルーストとその妻のジーン・ルーストであり、ベアテは「偽りの起草者」とであると指摘している。その根拠として、ジーンの子息とのインタビューと、ベアテが「私が女性の権利についての起草者であることを説明してくれた」と強調しているケーディスの回想録、論文、オーラルヒストリーにはそれを裏付けるものは皆無である点を挙げている。

第三に、ケーディスのハドレー民政局員への手紙によれば、「ベアテの両親はKGB(ソ連の諜報機関「国家保安委員会」)の前身OGPU(国家政治保安部)から日本に送り込まれ、『検察秘録 2・26事件Ⅱ 匂坂資料6』の「コミンテルン関係調査メモ」によれば、「白系ロシア人シロタ」は2・26事件反乱軍の支援者(1500円渡した)であるという。

第四に、ベアテ自身の調査結果が複数残されている。まず、GHQ参謀第二部が1947年1月15日に作成した報告書には、「無国籍であったシロタ家が、戦時中の日本であれば配慮されていたのは、彼らがソビエト政府保護下にいたからである」と書かれ、だから「その多くを共産党憲法、ソビエト憲法から拝借した」とラウエルは述べている。

また、参謀第2部のウィロビー部長が作成した極秘ファイル「GHQ民間雇用者の左翼分類」の中にベアテは分類され、「ベアテは最もその資格に適合しない人物である」として徹底的な調査と報告を命じ、民間諜報局調査報告書によれば、GHQ民間雇用者3877名中、「左翼運動家」としてリストアップされた11名の中にベアテも含まれていた。

ちなみに、ベアテが1943年から約2年間所属した米戦時情報局(OWI)サンフランシスコ事務所長のオーエン・ラティモア(蒋介石の顧問をし、コミンテルン系機関誌『アメラ

ジア』を発行していた)は「反日の共産主義者」で、彼が民政局に推薦したのがベアテとアンドリュー・グラジャンツェフ(民間諜報局報告書によれば、「激しい反日派であり、親ソ連派」の「共産主義者」)であった。

同報告書によれば、「この人物(グラジャンツェフ)は遠大な計画の下に育てられたソ連のエージェント」で、「GHQでの主目的は、日本共産党の運動を巧みに利用して混乱やカオス状態を作り出し、日本政府の信用失墜に結びつけることである。この目的を達成させるために、彼は民政局内にグループ(細胞)を作り、積極的に動いていた」という。

民政局内の「共産主義者人脈」としてリストアップされたのは、彼を含む3名にすぎず、その中にベアテも含まれていることは注目に値する。しかし、高尾は同報告書におけるベアテに関する報告の中身については全く言及していない。15頁に及ぶ同報告書がベアテについてどのように報告しているかについては、続稿で紹介したい。

4 ベアテ草案の典拠と顛末

日本国憲法制定に関するGHQ文書については、高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程—連合軍司令部側の記録による』(有斐閣、1972)の第1巻に英語の原文と和訳、第2巻に解説が詳述されているので、ミルズ・カレッジ・オーリン図書館所蔵ののベアテ・シロタ・ゴードン文書と照らし合わせながら、ベアテ草案の典拠と顛末について考察していきたい。

1946年2月3日、チャールズ・ケーディス、アルフレッド・ハッシー、マイロ・ラウエルがホイットニー民政局長の執務室に集められ、マッカーサーが憲法改正に必須と考えた要点が書かれたメモに基づいて、民政局員を立法権、人権、司法権、行政権、地方行政、財政、天皇・条約その他を担当する班に割り当て、憲法草案を作成する小委員会に分け、最終判断を行う運営委員会(Steering Committee)をこの3人で構成することが決められた。

そして、この中の人権委員会をピーター・ルースト、ハリー・ワイルズ、ベアテ・シロタが担当することになった。

(1) マッカーサー・ホイットニーの具体的指示

2月4日付けの民政局会合の極秘の要録には、マッカーサーが指示した「民政局草案の基本にすべき」3原則が明記されていたが、原案が大幅に修正されていた事実は注目に値する。その3原則は次の通りである。

- ① 天皇は国の元首(head)であり、皇位は世襲される。しかし、天皇の権限(の前に“duties and”という手書きのメモが書き加えられている。下線は筆者、以下同様)は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の意思(の前に“basic”という手書きのメモが追加されている)に応えるものとする。
- ② 国権の発動たる戦争は、廃止する。紛争の解決のための手段、日本の安全を保持するための手段として、戦争に訴えることは許されない。軍隊は一切認められないし、交戦権が日本軍に与えられることもない。日本は、その防衛を、現在世界で広く行われて

いる崇高な理想に委ねるべきである。

- ③ 日本の封建的制度は、終わりを告げる。貴族の権利は、皇族を除き、現在生存する者一代以上には及ばない。華族の地位は、今後はどのような国民的または市民的な政治権力も伴うものではない(この後に、「予算の型はイギリスの制度に習うこと」という一文が追加されている)⁽¹⁰⁾。

同要録には、ホイットニー民政局長が会合の冒頭で、2月12日までに民政局の憲法草案を完成して、マッカーサー將軍の承認を受けるように指示した上で、「これからの1週間は、民政局は憲法制定会議の役をすることになる。マッカーサー將軍は、日本国民のために新しい憲法を起草するという、歴史的意義のある仕事を民政局に委託された。民政局の草案の基本は、マッカーサー將軍の略述された3原則であるべきだ」と述べた⁽¹¹⁾、と書かれている。

さらに、同局長は次のように述べている。「2月12日に右翼的(保守的)傾向の強いものと思われる日本側の憲法草案についてオフレコの会合を外務大臣その他と行うので、天皇を護持する唯一可能な道は、はっきりと左寄りの(進歩的な)道を取ることを要請するような憲法を受け容れ、これを認めることだ、ということをお納得させるつもりである。説得の道が不可能なときには、力を用いるといっておどすことだけではなく、力を用いること自体の授權を、マッカーサー將軍からえている。外務大臣とそのグループが、彼等の憲法案の針路を変え、リベラルな憲法を制定すべしとする我々の要望を満たすようなものにするのが、我々の狙いである。このことがなされたときは、出来上がった文書が日本側からマッカーサー將軍にその承認を求めて提出されることになる。マッカーサー將軍は、この憲法を日本人が作ったものとして認め、日本人の作ったものとして全世界に公表するであろう。」⁽¹²⁾

同会合の自由討議では、「天皇の権限と権利」の明確な規定を覆し、主権を完全に国民の手に与えることを強調すべきであり、天皇の役割は「社交的君主」の役割に限定すべきであり、「憲法上の権利について単一の基本的な定義のないイギリスほど流動的であってはならないだろうが、フランスほど細密なものであってもいけない」「国連憲章の諸原則は、われわれが憲法を起草するに当たって念頭に置かれるべきである」などの意見が出された。

そして、「作業上の心得」として、以下の5点を挙げている。

- ① この作業の一切の面が、完全に秘密にされるべきである。
- ② この作業については、暗号の名称が用いられるべきである。
- ③ この作業で作成された草案、ノート等は、全て「最高機密」として処理されるべきである。
- ④ 作業は、小さな実行委員会に分けてなされるべきである。色々な小委員会の作業は、全体委員会あるいは運営委員会によって調整されるべきである。
- ⑤ 仮案は、週末までに完成されているべきである⁽¹³⁾

かくして16名の民政局員は2月12日の締め切りを目指して、資料集めに奔走し、第一稿

を四日間で仕上げ、運営委員会に提出するよう命じられた。

そこで、ベアテはまず憲法のサンプル探しに東京中を駆け巡り、ドイツのワイマール、フランス、スカンジナビア、ソ連、アメリカの憲法など十数冊をかき集めて、両手に抱えて民政局に戻ってくると、民政局員の皆が集まって来て、たちまち人気者になったと証言している⁽¹⁴⁾

ホイットニーは、1946年2月12日付のマッカーサー宛「日本国憲法草案」で、憲法草案に説明書を添付して送り、13日の10時から外務大臣官邸で日本政府の閣僚と会見することが決まったと報告している⁽¹⁵⁾。

(2) ベアテ人権条項草案の作成と顛末—憲法第24条の制定過程

ベアテはルースト、ワイルズとともに憲法の人権条項草案の作成を命じられた。ベアテが作成した草案は高尾栄司が指摘しているように、ワイマール憲法とソビエト憲法を写したものに過ぎなかった。以下、具体的にベアテ草案について考察してみよう。

まずベアテが起草した第18条項案は、次のようなものであった。

「①家族 (family) は、人類社会の基礎であり、その伝統は、よきにつけ悪しきにつけ、国全体に浸透する。②それ故、婚姻と家族とは、法の保護を受ける。③婚姻と家族とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然（「争うべからざるもの“indisputable”」という手書きのメモで修正されている）であるとの考えに基礎を置き、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく、両性の協力に基づくべきであることを、ここに定める。④これらの原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、本居（原文は“domicile”で、憲法第24条の英訳文では「住居」と訳されている）の選択、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである。」⁽¹⁶⁾

高尾によれば、ワイマール憲法第119条には、「婚姻は、家庭、国の維持・成長の基礎である。それ故、婚姻は特別の保護を受ける。両性の平等を基本とする」⁽¹⁷⁾とあり、この規定がベースになっているが、①は原文通り通過したが、②の「それ故、婚姻と家族とは、法の保護を受ける」という規定は、運営委員会による最終検討で「このようなことは憲法で規定するのが妥当であるかどうかは疑問であり、むしろ法律の規定にまつべきである」という理由で削除された。また、③の「婚姻と家族」の「家族」が削除⁽¹⁸⁾され、「婚姻」のみについて規定するものに運営委員会で修正された。

この案が3月4日から5日にかけて日本政府に提示されたが、①は「日本の法文の体裁に合わないし、必ずしも憲法の上に書く必要もない」という理由で削除され、②は、「婚姻は、両性の合意に基づいてのみ成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」という文言に修正された。また、④の「これらの原理に反する法律は廃止され、それに代わって」という文言の趣旨は最高法規の章の条文に出ているので必要がないとして削除され、文言が修正された⁽¹⁹⁾。

佐藤達夫は①の削除について、「わたしにとっては、昨今、憲法改正論議の一つの題目

に家族の尊重ということがあげられているのに関連し、いささかのこそばゆさをもって思いつき出される条文である」⁽²⁰⁾と、複雑な心境を吐露しているが、同感である。

このような修正を経ることによって、婚姻と家族双方に等しく重点を置く規定から、主として婚姻について規定するものへと転換し、婚姻における個人の尊厳と両性の平等を強調するものに限定される規定となった。ベアテ自身は「家族」を重視していたが、2月9日の運営委員との打ち合わせで修正され、「家族」における個人の尊厳と両性の本質的平等は、「婚姻」に限定されることになった。

運営委員会に参加したルース・エラマンのノートには、運営委員会における次のようなやり取りが記述されている。

- ワイルズ「われわれは（日本を変えるため）社会革命を起こしたいのだ。われわれが強行しないなら、憲法にこれ（特殊な権利）を挿入することができない。われわれは進歩的な社会思想を提供すべくきわめて稀な機会をもつ。」
- ラウエル「日本に、法によって、（われわれの）新しい（型の）社会思想を押し付けることはできない。」⁽²¹⁾

ベアテは歯ぎしりをしながらこの会話を聞いていたことが、自伝の以下の記述にうかがわれる。

「私の書いた“女の権利”は、無残に、一つずつカットされていった。一つの条項が削られるたびに、不幸な日本女性がそれだけ増えるように感じた。痛みを伴った悔しさが、私の全身を締めつけ、それがいつしか涙に変わっていた。気がついたらケーディス大佐の胸に顔を埋めて泣いていた。民政局で最も尊敬していたケーディス大佐が、理解を示してくれないことが、私には悔しかった。大佐は泣いている私の背中に手をまわして抱きとめてくれたが、私の条項は冷たく拒絶された。私がケーディス大佐に抗議できたのは、彼の軍服の胸を涙で濡らすことだけだった」⁽²²⁾

また、ベアテは日本代表団が強く反対した点を強調し、「女性の権利に取り掛かった時はすでに夜中の2時をまわっていました。日本側代表団は『女性の権利』条項に驚愕し、憤っていました」（ベアテ・シロタ・ゴードン「私はこうして女性の権利条項を起草した」『世界』6月号、岩波書店、1993）、「日本側が急に勢い込んだ剣幕で『日本には女性が男性と同じ権利を持つ土壌はない。この条項は日本には適さない』と異議を唱え始めたのです」（ベアテ・シロタ・ゴードン・村山アツ子・高見澤たか子『ベアテと語る「女性の幸福」と憲法』）、「日本側は女性の権利を保障する条項については天皇条項が審議された際と同じくらい猛烈な反論をした」（ベアテ・シロタ・ゴードン“The Only Woman in the Room.”）と述べている。

この条文に対しては、衆議院の特別委員会小委員会の審議において、「国民の家庭生活は保護される」と定めてはどうかという修正案が出されたが、賛成が得られなかった。また、参議院特別委員会でも、「家庭生活は、これを尊重する」とする規定を加える修正案

が出されたが、成立をみるには至らなかった⁽²³⁾。

次に、ベアテが作成した第19条項案は、以下の内容であった。

「①妊婦及び乳児の保育に当たっている母親は、既婚であると否とを問わず、国の保護及びその必要とする公の扶助を受ける。②嫡出でない子は、法律上不利益に取り扱われてはならない。嫡出でない子は、その身体的、知的及び社会的成長につき、嫡出子と同一の権利と機会が与えられなければならない。」⁽²⁴⁾

高尾によれば、①はワイマール憲法第119条「妊婦及び乳児の保育に当たっている母親は、国の保護を受ける」と同じであり、②もワイマール憲法第121条の「非嫡出子は、法により、その肉体的、精神的及び社会的成長につき、嫡出子と同一の機会が与えられなければならない」と同一である⁽²⁵⁾。つまり、この2つの条文を組み合わせると第19条項案にしたわけである。

また、ベアテが作成した第20条項案は、以下の内容であった。

「夫と妻の両者が生存している場合は、両者の明示の合意がない限り、子が他の家族の養子とされることはない。養子は、家族の中で優先的な取扱いを受け、他の構成員に不利益を与えることがあってはならない。長子相続権は、ここに廃止する。」⁽²⁶⁾

さらに、第21条項案は、ソビエト憲法第10章を参照して、「すべての子は、その出生のいかんにかかわらず、個人としての成長のため平等の機会が与えられなければならない」とし、ワイマール憲法第145条の「就学は、一般の義務である。その義務の履行は、原則として少なくとも8年の修学年限を有する」という規定と、ソビエト憲法第121条の「教育を受ける権利は、普通義務教育義務、高等教育をふくめたあらゆる種類の教育の無料制…によって保障される」を組み合わせ、次のような規定にした。⁽²⁷⁾

「この目的のため、公立の小学校により8年間にわたる無償の普通義務教育が実施されなければならない。中等及び高等教育は、それを希望するすべての能力ある学生に無償で提供されなければならない。」

同様に、第22条項案もワイマール憲法第147条の「私立教育機関は教科課程、施設及びその教員の学問的修業の水準が公立学校に劣らない限り、活動することができる」という規定をそのまま写したもので、「私立の教育機関は、教育課程、施設及び教員の学問的修業の水準が国の定める公立機関の水準を下回らない限り、活動することができる」とした。⁽²⁸⁾

第26条項案も全く同様に、ワイマール憲法とソビエト憲法を組み合わせた規定になっている。すなわち、ワイマール憲法第163条の「すべてのドイツ人は、生産的な労働により生計を立てる機会を与えられるべきである。その者に適切な職業が見出せないときは、生活維持のために給付がなされなければならない」という規定がそのままコピーされ、「すべての成人は、生産的な労働により生計を立てる権利を有する。その者に適切な職業が

見出せないときは、生活維持のための給付がなされなければならない」とした。

さらに、ソビエト憲法第122条の「ソ同盟における夫人は、経済的、国家的、文化的及び社会的、政治的生活の全分野において、男子と平等の権利を与えられる。夫人に対して…男子と同一の給与、平等な労働、休息、社会保険…が保障される」の規定を書き写して、「女子は、公職につく権利を含めてあらゆる職業を選ぶ権利を有し、かつ、同等の仕事に対し男子と同一の給与を受ける」として、これらを組み合わせて第26条項案としたのである。⁽²⁹⁾

第29条項・30条項案も全く同様である。以下の規定を比較してみれば一目瞭然であろう。

- ワイマール憲法第161条「健康と労働能力を維持し、母親を保護し、老齢、虚弱、生活の転変に備えるため、被保険者の適切な協力の下、包括的保健制度を設ける」
- ソビエト憲法第120条「国家の負担による労働者及び被雇用者の社会保障の広汎な方式、勤労者に対する医療の無料サービスが提供される」
- 第29条項案「老齢年金、扶養手当、母親援護、事故、健康・障害・失業・生命保険を含む適切な社会保険制度が法律により供されなければならない。女子、児童や恵まれな人々に対しては、特別の保護が与えられなければならない。国民を、故意に招いたものではない一切の貧困と放置から守ることは、国の義務である」

第30条項案の冒頭の「すべての勤労者は、適当な休息、休暇及びレクリエーションを受ける権利を有する」という規定は、ソビエト憲法第119条の冒頭の「ソ同盟の市民は、休息及び休暇を受ける権利を有する」に由来し、最後の「雇用者は、その被雇用者に公民としての義務を遂行し、およびその人権を行使するのに必要な自由時間を（その所得の喪失を伴うことなしに）与える義務を負う」という規定は、ワイマール憲法第160条の「勤務関係または労働関係において被雇用者または労働者は、自己に委託されたその人権を行使するために必要な自由時間を持つ権利を有する」という規定に由来している。⁽³⁰⁾

このような他の資料からのコピーは、憲法前文も同様であり、米国憲法、リンカーンのゲティスバーグ演説、マッカーサー・ノート、テヘラン宣言、大西洋憲章、独立宣言の合作であり、7段落中、起草者のハッシーが考案したのは1段落に過ぎなかった⁽³¹⁾。

ベアテが作成した人権条項案は運営委員によって次々に削除され、19条項から25条項の全ての案が削除された。また、26条項案の3文目が削除され、27条項案「法律は、生活の全ての面につき、社会の福祉並びに自由、正義及び民主主義の増進と伸長のみを目指すべきである。国民の福祉を制限し又は破壊する傾向を持つ全ての法律、合意、契約又は公的若しくは私的な関係は、国民の福祉を増進するものによって代置されるべきである」の2文目が削除され、以下の文言が加筆された。

「妊婦及び乳児の保育に当たっている母親を保護援助し、乳児および児童の福祉を増進し、嫡出でない子および養子並びに地位の低い者のために正当な権利を確立する立法（手書きのメモでこの項を、末項のすぐ前に下げるよう指示されている）。確立された真理に

基づいた無償の普通義務教育を設立し、維持する立法。児童の搾取を禁ずる立法。公衆衛生を改善するための立法。すべての人のために社会保険をかける立法（この項は「社会保障を定める立法」に改められた）。勤労条件、賃金および就業時間について適正な基準を定め（“set”が“fix”に修正されている）、勤労者の団結する権利および団体交渉をする権利並びに生活に必要欠くべからざる職業以外のすべての職業においてストライキをする権利を確立する立法……⁽³²⁾

以上見てきたように、ベアテ・シロタ憲法草案には、妊婦や幼児を持つ母親に対する国の保護、婚外子に対する法的差別の禁止と婚外子の権利の保障、長男の権利の廃止、児童の医療の無償化などの多様な規定が含まれていたが、民政局の運営委員会で削除され、総論部分だけが総司令部案第23条として成立するに至ったのである。

また、日本政府はベアテ・シロタ草案の「家族は、人類社会の基礎であり、その伝統は、よきにつけ悪しきにつけ、国全体に浸透する」という冒頭の一文を削除することを重視したため、憲法第24条は婚姻中心の規定に変化した。総司令部案第23条はほぼ原案通り帝国議会で可決され、現行の日本国憲法第24条となったのである。

28条項も削除され、29条項も書き直しを命じられた満身創痍のベアテは、回想録『1945年のクリスマス』において、「私は9日の会合には出席しなかった」「この日、私は手直しを命じられ、再タイプしては、会議室へ持っていった」「レポートのような分厚い人権委員会の条文は、この論議の中で見事に整理されていった」と述懐している。

5 憲法第24条をめぐる論議

憲法改正草案は1946年6月20日に衆議院に提出され、10月6日に貴族院で修正可決、10月7日に衆議院で可決されるに至った。帝国議会の憲法改正草案をめぐる審議で最も注目されるのは、左右両派から家族保護条項の追加提案があったことである。

衆議院の特別委員会などでは、社会党の黒田寿男や加藤シズエ、自由党の武田キヨらが、母子や寡婦の保護などの家族保護条項を加えることを要請し、貴族院審議でも多くの議員が家族共同体の保護を主張し、「家族生活はこれを尊重する」という一文を追加したが、賛成165票、反対135票で3分の2に届かずに否決された。この修正案の趣旨は、親孝行を中心とする家族共同体の擁護という意味であった⁽³³⁾。

辻村はこの点について、保守派議員の天皇制家族制度擁護論と、左派議員らのワイマール憲法型の家族保護論の両者を同時に排除する形で、「左右両派の攻勢に対する妥協として、個人尊重主義を基礎とした画期的な憲法24条が成立したのである」⁽³⁴⁾と総括している。

その後の憲法第24条をめぐる論議の経緯を振り返ると、以下の通りである。まず、1954年11月5日に公表された自由党の「日本国憲法改正要綱案」では、「旧来の封建的家族制度の復活は否定するが夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重し、親の子に対する扶養および教育の義務、子の親に対する孝養の義務を規定すること、農地の相続につき家産制度を取入れる」とした。

また、1964年7月3日に提出された自民党憲法調査会では、「第24条が個人の尊厳と両

性の平等を強調するのあまり、家族間、とくに親子・夫婦間の親和・敬愛・協力の観念が軽視され、日本古来の家族制度の伝統が失われ、また種々の社会問題も生じているとする意見である。また、家族の保護についての意見は、家庭が社会構成の基本単位であることにかんがみ、国家はこれを保護すべき責任を有するものである」とした。

さらに、1972年6月16日の自民党憲法改正大綱草案では、「家庭は、祖先から受けて子孫に伝承すべき人間の生命を育てる礎石であり、また社会の基底であることにかんがみ、国は家庭を保障することを規定する」とした。1982年8月11日の自民党憲法調査会の中間報告にも、「第24条の規定は、家族の保護、育成をうたっておらず、改正を要する」と明記された。

2005年衆議院憲法調査会報告書では、「家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けることに積極的な意見と消極的な意見が述べられた」として、両論が併記され、参議院憲法調査会報告書(同年)でも、「家族、コミュニティなどを人権保障の基盤として組み込んでいくことの是非」について議論があり、「家族を保護する責務」の明記を求める立場と、これに反対する立場に分かれた⁽³⁵⁾。

民間団体の改憲草案で注目されるのは、2004年5月3日に発表された読売新聞社の「憲法改正試案」で、第27条(家族・婚姻)の1項に、「家族は、社会の基礎として保護されなければならない」という家族の保護規定が追加された。また、翌年1月21日に公表された世界平和研究所(中曽根康弘代表)でも次のように規定された。

「第28条：1 家族は社会を構成する基本的な単位である。何人も、各自、その属する家族の維持及び形成に努めなければならない。2 婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。3 家庭は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚するものであり、国家はこれを保護する。」

さらに、2013年4月26日に公表された産経新聞社の「国民の憲法」要綱の第23条(家族の尊重および保護、婚姻の自由)には、次のように書かれている

「第23条：1 家族は、社会の自然的かつ基礎的単位として尊重され、国および社会の保護を受ける。2 家族は、互いに扶助し、健全な家庭を築くよう努めなければならない。3 婚姻は、両性の合意に基づく。夫婦は、同等の権利を有し、相互に協力しなければならない。」⁽³⁶⁾

ちなみに、2012年4月27日の自民党「日本国憲法改正草案」においても、1項に家族の尊重と相互扶助の規定が設けられ、次のように定めている。

「第24条：1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関して

は法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

同案を批判する辻村は、「時代に逆行的な家族像が提示されている」として、民主党の2005年の「憲法提言」で指摘されたような、「国家と個人の二極対立構造を超えて、どのように、個人と国家・社会の間に家族を位置づけるかという問題の解明が新たな課題」と主張する。⁽³⁷⁾

国際人権規約は「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する」（自由権規約第23条1項）と明記し、ドイツ連邦共和国基本法にも「婚姻及び家族は、国家秩序の特別の保護を受ける」「すべての母は、共同社会の保護と扶助を求める権利を有する」（第6条）と規定している。

また、イタリア憲法も「共和国は、婚姻にもとづく自然共同体としての家族の権利を認める」（第29条1項）、「共和国は、経済的及び他の措置により、家族の形成及びそれに必要な任務の遂行を助ける。大家族に対しては、特別の配慮を行う」（第31条1項）と定めている。

ドイツ連邦政府は「家族省」を設け、家族の現状、家族に対する社会的支援の効果を分析し、家族政策の方向性を示す「家族報告書」を作成し、家族政策の効果を検証している。移民や地方自治における取組も所掌し、あらゆる分野で人口増加の政策を推進し、効果を検証する、独自の予算を動かせる「家族省」の創設という新たな試みは注目に値する⁽³⁸⁾。

さらに、自民党が1979年に出版した『研修叢書8 日本型福祉社会』において、「日本型福祉社会のよさと強みが将来も維持できるかどうかは、家庭のありかた、『家庭長』である女性の意識や行動の変化に大いに依存している」と述べ、「結論」として、「日本型福祉社会を目指すための基本的な目標」として、「安全保障システムとしての家庭の機能を強化すること」を強調し、「家庭教育基盤の充実のための12の提言」をしていることにも注目したい。

この提言には、「子供の躰と教育」と題して、「教育（充電）と文化（放電）は車の両輪」「各家庭は挨拶の仕方、返事の仕方等礼儀作法の型を教え、躰を確立していくことが大切である」等が含まれており、「家庭基盤充実のための行政基盤の充実」策として、縦割り行政を見直し、各省庁の連絡調整を緊密にし、総合的展開を図り、内閣総理大臣を本部長とする「家庭基盤充実対策本部」を設置すると明記しているのは、画期的政策提言といえる。

6 おわりに

憲法第24条を起草したベアテ・シロタ・ゴードンは「戦後民主主義の女神」「男女平等の生みの親」的存在として称賛されてきたが、ベアテ・シロタ・ゴードン文書に収められている憲法草案関係文書やGHQ民間諜報局の極秘文書（詳細については、続稿で論じる）等を精査することによって、偶像崇拜されてきた彼女の実像を見直す必要があると思われる。

ベアテ憲法草案がワイマール憲法とソビエト憲法の「コピペ」に過ぎないことは一目瞭

然であり、日本人への偏見と日本人像への思い込みに基づいていることはベアテの著書やインタビューなどによって明らかである。しかし、辻村が指摘しているように、男女平等や家族の保護などを明記したのは、社会権を導入した現代憲法の体系を持ち、女性や子供の権利に注目した内容で、時代を先取りする画期的な「先見性」があるという点は否定できないであろう。

ベアテ・シロタ・ゴードンの過大視と過少視の両極端を排し、光と影の両側面を史実に照らして実像を正確に認識することが大切である。彼女が重視した男女平等は今日、「男女共同参画社会」の実現を目指す政策として受け継がれている。しかし、ベアテの日本の伝統文化への偏見は未だに乗り越えられていない。

わが国の伝統文化の基層には、「ジェンダーフリー」でも「バックラッシュ」でもない「第三の道（男女平等の視座）」がしっかりと根付いていた。犬養毅元首相の孫である犬養道子は『男対女』（中公文庫）で次のように述べている。

「ユネスコ図書館のおさめる世界古典文学大系ちゅう、唯一の日本代表作品として訳されおさめられた（中略、『源氏物語』、『枕草子』という）小説の起源が女性によって創造され、エッセイの最古最高のものがこれまた女性を作者としている国は、他にひとつもないからである。『書くこと』が認められ、作品が評価され、後代いかに社会のものの見方がちがっていても古典として伝えられつづけたという、そのこと自体、日本人が女性を特別視する性情を最も深い心底において持っていなかったことのひとつの証明でもあるのである。」「おぎないあうふたつの異なる存在としての両性の価値を——限りなく大きなすばらしい価値を（中略）女性の社会への進出や、社会的地位の向上、差別なき賃金等を論じるにしても、ただ、男性を標準として『戦いを挑む』のではなく、男性と異なる女性の特質をよりよく引き出す、もっと積極的具体的な発想法を打ちたてねばならない。」⁽³⁹⁾

男女の人権の平等の徹底とともに、犬飼道子が「永遠に女性的なるものの讃歌」と表現した「いのちを胎内にはらみ、新しい人間をひとりこの世に送り出し、その人間を育て上げ、日々食べさせて生き永らえさせ、内的生命を開花させるということの、何とおそろしいまでに大きな仕事であることか」⁽⁴⁰⁾という女性の絶対的特性をそのまま受容し、男女という異質の絶対的存在性を認めた男女共同参画社会を実現し、男女の「通底」する価値を尊重する必要がある。

鶴見和子は「異なるものが異なるままにお互いを助け合い、お互いに補い合い、共に生きる道」すなわち、「異なったものがことなつたままにお互いを尊重しながら、根底で響き合うものをもつ」「お互いに独自性を尊重しながら、その底に響き合うものを読み取ろうとする方向へ向かう」ことの大切さを力説したが、「通底」とは「響き合い」であり、「一つのところに向かっていく」「universal」とは異なる“transversal”という英語の仏教用語の和訳である。⁽⁴¹⁾

「多様性」を認める「寛容性」にとどまらず、男女の「通底する価値」を探り、違いを活かし合い、補い合い、高め合う「男女共活共創社会」を目指す必要があるのではないか。

注

- (1) 日本軍が第二次世界大戦中におこなった、米兵の戦意を失わせるための連合国軍向けプロパガンダ・ラジオ放送の日本人女性アナウンサーに、アメリカ軍将兵が付けた愛称
- (2) Table of Contents of Beate Shirota Gordon Papers Inventory of Special Collection, F.W.Olin Library, Mills College
- (3) 西修『証言でつづる日本国憲法の成立経緯』海竜社、2019、343～344頁
- (4) 辻村みよ子『憲法改正論の焦点』法律文化社、2018、23頁
- (5) 同23～24頁
- (6) 同24頁
- (7) 同
- (8) 同25頁
- (9) 同26頁
- (10) SECRET “Summary Report on Meeting of the Government Section, 4 February 1946” Box5, Folder3 “Constitution drafts.”
- (11) Ibid
- (12) Ibid
- (13) Ibid.
- (14) 高尾英司『日本国憲法の真実』幻冬舎、2016、128頁
- (15) “Draft prepared by Government Section, mimeo graphed 12 Feb, 1946 and presented to Japanese Government, 13 Feb, 1946, Box5, Folder3 “Constitution drafts”.
- (16) 辻村みよ子『憲法と家族』日本加除出版、2016、80頁
- (17) 高尾英司『日本国憲法の真実』幻冬舎、2016、139頁
- (18) 憲法制定の経過に関する小委員会第13回議事録10頁、30～31頁
- (19) 同第27回議事録9頁
- (20) 佐藤達夫『日本国憲法誕生記』＜中公文庫シリーズ「戦後史の証言－占領と講話(4)」中央公論新社、1999、67頁
- (21) 村川一郎・初谷良彦『日本国憲法制定秘史－GHQ秘密作業「エラマン・ノート開封」』第一法規、1994、69～70頁
- (22) ベアテ・シロタ・ゴードン『1945年のクリスマス』柏書房、1995、185頁
- (23) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程－連合国総司令部側の記録による』I、有斐閣、1972、170頁
- (24) 西修前掲書、287～288頁
- (25) 高尾英司前掲書、140頁
- (26) 西修前掲書、284頁
- (27) 高尾前掲書、141～142頁
- (28) 同、143頁
- (29) 同、143～144頁
- (30) 同、147～149頁
- (31) 同、224～225頁
- (32) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編前掲書、225頁
- (33) 辻村みよ子『憲法と家族』日本加除出版、2016、82～83頁
- (34) 同、83頁
- (35) 同325～328頁
- (36) 産経新聞社『国民の憲法』産経新聞社、2013、228頁
- (37) 辻村前掲書、332～333頁
- (38) 拙稿「少子化対策のパラダム転換」『インテリジェンス・レポート』2019年9月号、一般社団法人・総合政策研究所、42～51頁。従来の少子化対策の限界と今後の課題について、内閣府の少子化対策重点戦略会議の「家族と地域の絆」分科会委員として審議を重ねた経緯を踏まえて、在宅育児手当を導入し、保育と育児休業の二本立てで支える政策への転換、「結婚・出産・子育て支援」、「親手当」の支給、「家族省」か「人口省」の創設について提言した。親手当の発案者で

ある明治大学の加藤彰彦教授は、「親手当という名称には、親役割の公共性への支援という意図がある」と指摘している。ちなみに、フランスでは、「家族手当」が第2子以降の20歳未満の子供に支給されており、子供の数や年齢に応じて加算され、第3子のいる低所得の家庭では月額5万円程度の手当になる。「家族省」を創設し、専門性に欠け、責任の所在が明らかでない、各省庁の調整官庁である内閣府中心の現体制を抜本的に改革し、出生率の回復のみならず、家族機能の維持・強化を含む包括的な家族政策を一元的に推進する必要性などについて提言した。

- (39) 犬養道子『男対女』中央公論社、1980、173～174頁、261～262頁。拙著『これで子供は本当に育つのか—過激な性教育とジェンダー・フリーの実態』MOKU出版、2007、112～113頁、参照
- (40) 犬養道子前掲書、258頁
- (41) 服部英二『未来を創る地球倫理』モラロジー研究所、2013、68～73頁 並びに、拙稿「モラルサイエンスに基づく新たな道徳教育学の樹立を目指して(1)」『モラロジー研究』第84号 2020、参照